

静情審第2号
平成19年4月23日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会
会長 小野 森 男

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成18年12月28日付けによる下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

特定の職員の分限処分に関する公文書の非開示決定に対する異議申立て
（諮問第151号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県知事の決定は妥当である。

2 異議申立てに係る経過

- (1) 平成 18 年 10 月 31 日、異議申立人は、静岡県情報公開条例(以下「条例」という。)第 6 条の規定により、静岡県知事(以下「実施機関」という。)に対し、「平成 16 年度に分限免職処分となった特定の職員に関する文書(聴取り書、処分するに至った経過がわかる文書、辞令、処分理由書、出勤督促書、退職金請求書、支出票その他当該処分に係る一切の文書)」(以下「本件公文書」という。)の開示を請求し、同日、実施機関は、当該開示請求書を受け付けた。
- (2) 平成 18 年 11 月 14 日、実施機関は、本件公文書の存否を明らかにすることは、条例第 7 条第 2 号及び第 6 号に規定する非開示情報を開示することになるとの理由で、条例第 11 条第 2 項に基づき開示をしない旨の決定(以下「本件処分」という。)をし、異議申立人に通知した。
- (3) 平成 18 年 11 月 29 日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第 6 条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、同日、実施機関はこれを受け付けた。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、開示を求めるというものである。異議申立人が異議申立書、意見書及び意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 特定の公務員が分限免職処分を受け、退職手当を支給されたという情報は、条例第 7 条第 2 号の個人情報ではあっても、同号ただし書ウの職務遂行情報に該当する。
- (2) 知事は、開示が公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとして条例第 7 条第 6 号に該当するとしているが、具体的な支障が示されていないので、この主張は根拠がない。
- (3) 知事は、分限免職処分を受け、退職手当を支給されたという情報が非開示情報であることを前提に条例第 10 条を適用しているが、当該情報は非開示情報に該当しないので、前提を欠き、条例第 10 条の適用は誤りである。
- (4) 仮に非開示情報に該当するとしても、公金の支出に関する情報であり、住民が住民監査請求及び住民訴訟をする機会を確保するためにも開示することが必要であり、公益上特に必要があると認められるから、条例第 9 条により開示すべきである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書で主張している本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

特定の職員が分限免職処分を受け、退職手当を支給されたという事実は、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有しており、静岡県情報公開条例第7条第2号に規定される非開示情報である。

また、分限処分は、個々の事実について個別具体的に地方公務員法に定める適用条項の検討を行っているため、人事管理に係る事務に関し公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある同条例第7条第6号に規定される非開示情報である。

したがって、職員の氏名を特定して行われた本件開示請求に対しては、対象公文書の存否を答えるだけで、特定の職員が分限免職処分を受け、退職手当を支給されたという事実の有無といった非開示情報を開示することとなるため、開示請求に係る公文書の存否を明らかにしなかったものである。

5 審査会の判断

当審査会は、以下のように判断する。

(1) 本件公文書の性質について

本件公文書は、特定の職員に対して分限免職処分及び退職手当の支給を行うために作成する文書であり、本件公文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の職員が分限免職処分及び退職手当の支給を受けたという事実の有無(以下「本件存否情報」という。)を明らかにすることになるものと認められる。

(2) 非開示情報該当性について

実施機関は、本件存否情報は、条例第7条第2号及び第6号に該当すると主張している。

条例第7条第2号は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報とした上で、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等(中略)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分。(後略)」のいずれかに該当する情報は開示しなければならない旨規定している。

本件存否情報は、特定の職員に関する情報であるので、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものに該当する。

しかし、特定の職員は公務員であるため、本件存否情報が、ただし書ウの「職務の遂行に係る情報」に該当するか検討する。

この点につき、「職務の遂行に係る情報」とは、その文言からも明らかなように、単に職務に関する情報というだけでは足りず、職務の遂行に係る情報でなければならない。そうだとすると、分限免職処分及び退職手当の支給を受けたという事実は、

その処分及び手当の支給を受けた職員にとっては、職務に関する情報ではあるが、「職務の遂行に係る情報」ではないので、本件存否情報は、「職務の遂行に係る情報」には該当しない。

なお、この点については、本県の「情報公開条例解釈及び運用の基準」は公務員等の職務遂行に係る情報について、「公務員等がその担当する職務を遂行する場合におけるその情報をいうものであり、公務員等の住所、電話番号、学歴、家族状況、健康状態等明らかに当該公務員等個人に関する情報や勤務態度、勤務成績、処分歴等職務に関する情報ではあるが職員の身分取扱いに係る情報は、公務員等の職務遂行に係る情報には当たらない。」としているところである。

また、本件存否情報は、ただし書のア又はイに該当しないことは明らかである。

したがって、本件存否情報は、条例第7条第2号に該当する。

なお、実施機関は、本件存否情報が条例第7条第6号にも該当するとしているが、この点について判断するまでもなく、当該情報が同条第2号に該当し、本件公文書が存在しているか否かを答えるだけで、同条第2号の非開示情報を開示することになるから、条例第10条の規定により本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

(3) 公益上の理由による裁量的開示について

条例第9条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報（第7条第1号に規定する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」と規定している。異議申立人は、実施機関が条例第9条により開示すべきである旨主張しているので、この点について検討する。

非開示情報は、非開示とすることの利益を保護するために規定されたものである。したがって、実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合には、原則として開示してはならない。しかし、実施機関が、非開示とすることの利益と開示することの公益とを比較して、開示することの公益が優越すると認めるときには、裁量により開示することができるとしたものである。したがって、開示することの公益が非開示とすることの利益より優越する場合で、実施機関が裁量権を行使して開示すべきであるのに開示しないときには、実施機関において裁量権の逸脱濫用があると言うことができる。

本件では、非開示情報を開示してまで保護すべき公益があるとは認められないので、実施機関が裁量により開示しなかったことについて、裁量権の逸脱濫用があるとはまでは言えない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成 18 年 12 月 28 日	諮問を受け付けた。	
同 日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成 19 年 1 月 22 日	審議、第一部会へ付託	第 193 回
平成 19 年 2 月 5 日	異議申立人から意見書を受け付けた。	
平成 19 年 2 月 20 日	第一部会において審議	第 194 回
平成 19 年 3 月 26 日	第一部会において審議	第 195 回
平成 19 年 4 月 23 日	第一部会で審議し、答申案を本会へ報告 本会で審議（答申）	第 196 回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
上 野 征 洋	静岡文化芸術大学 副学長	第 193 回～第 196 回
大 村 知 子	静岡大学 教育学部教授	第 193 回～第 194 回、 第 196 回
小 野 森 男	弁護士	第 193 回～第 196 回
佐 藤 登 美	静岡県看護協会会長	第 193 回、第 196 回
田 中 克 志	静岡大学 法科大学院教授	第 193 回、第 196 回
山 中 崇 弘	静岡新聞社 顧問	第 193 回、第 196 回